

然亦玩物喪志之戒、不可不自省焉、遂書以塞其請也、癸卯季冬

〔二水記〕永正十七年六月六日、早朝向中山亭、有朝飧、中將基連歌等有之、九月四日、入夜向三條西亭、逍遙院留守之程也、高倉令同道、指中將基及深更之間宿此亭、十月十五日、晚頭參伏見殿、鹿苑院殿渡御、御田樂事御振舞也、逍遙院次參、有中基、

〔言繼卿記〕大永七年九月廿七日壬寅、四條中將來臨、中象戲三ばんサシ候了、

天文二年十一月廿五日癸亥、局務朝業賢暮ヨリ來、中將基六盤サシ候持也、夜八ツ時分迄指了、

〔時慶卿記〕文祿二年八月十四日、正親町六條來臨、振廻申付候、午刻ニ伯モ來儀候、中將基、小將基、雙六等在之、終日也、

〔言經卿記〕慶長九年四月九日己丑、當番ニ參了、宿ニハ倉部參了、番衆所へ出御、中將基被遊了、之仲朝臣口也、アメ、チマキ被下了、

〔因云基話 十二〕金春大夫御答の事

本因坊道智、中將基は聖所に至るといふ、一時中將基を能くするもの、本因坊を尋ね來たる、某は長崎より罷り越し候、中將基御達人と承り、御手合仕度と申入れ、本因坊對面様子尋ね候ところ、其の者申すは、九州四國は勿論、五畿東海道、此の道に高名の人々へは、必ず相尋ね手合仕り候處、更に敵手に足り候もの、これなきよしにて、甚だ自慢の顔色なり、是れまで指し候將基、一二局つくり見せ候やう申、試に熟覽するに、本因坊輕親して手合致すべくと申に、付彼の者對駒にて仕べく候哉と申す、本因坊曰く、奔王を落し可然といふに、彼の者驚く、奔王は飛角のき、を兼たる駒なり、如何むぞ左やうの敵手、天下にこれあるべしとも覺へず候と、不得心の氣色なり、然ども其位の様に見ゆるとありければ、そのもの憤りながら手合に及びけるに、本因坊負たり、其日は一局にて止みぬ、四五日過ぎて來るべしと約して、その日に至りければ、また指しけるに、また本